かつお・まぐろ漁業	木船	—	一・四一	一・〇六	一・三八	一・〇六	〇・三三
	鋼船	—	一・一三	一・三〇	一・〇六	〇・五〇	〇・二四
いか釣り漁業	木船	—	—	一・五五	一・四七	一・〇八	〇・五〇
	鋼船	—	—	一・三〇	一・〇六	〇・六〇	〇・二四
底びき網漁業（Ⅰ）	木船	—	—	—	一・八四	一・四二	〇・七五
	鋼船	—	—	—	一・〇四	一・二三	—
底びき網漁業（Ⅱ）	木船	—	一・四一	一・二一	一・〇四	一・二三	—
	鋼船	—	一・〇八九	—	—	—	—
以西底びき網等漁業	木船	—	—	—	〇・七九	〇・八三	〇・五〇
	鋼船	—	—	—	—	—	—
まき網漁業	木船	—	一・三〇	一・二五	〇・八一	一・〇六	〇・六〇
	鋼船	—	一・〇八三	—	—	—	—
漁業取締り等	木船	—	〇・四九	〇・三九	〇・四〇	〇・三八	〇・二四
	鋼船	—	—	—	—	—	—

第二号の注第六項中「特別救助費」の下に「（漁船損害等補償法施行規則第二十一条第一項第二号に掲げる額をいう。以下同じ。）」を加え、同号の注第七項中「有している場合」の下に「であって、当該漁船につき、全損、分損（特定分損を含む。）及び救助費を填補の対象とするとき（特別救助費を填補の対象とする場合を含む。）」を加え、「百分の百三十」を「百分の百二十」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる普通保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百四十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の五第四項の規定に基づき、平成十一年十月一日農林水産省告示第千二百六十八号（漁船損害等補償法第百三十八条の五第四項の一定率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

第二号の表を次のように改める。

利用者一人当たりの保険金額	利用者損害賠償再保険料率
一千万円	〇・〇一四〇％
二千万円	〇・〇〇八八
三千万円	〇・〇〇六八
四千万円	〇・〇〇六六
五千万円	〇・〇〇五九
六千万円	〇・〇〇五五
七千万円	〇・〇〇五二
八千万円	〇・〇〇四九
九千万円	〇・〇〇四七
一億円	〇・〇〇四六

第三号の表総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船の項を次のように改める。

総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船	一億円	〇・二九一九〇
	二億円	〇・一六九二〇
	三億円	〇・一二三五〇
	四億円	〇・〇九七四〇
	五億円	〇・〇八〇二〇
	六億円	〇・〇六八六〇
	十億円	〇・〇四三三〇
	十五億円	〇・〇二九六〇

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる漁船船主責任保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百四十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の五第六項の規定に基づき、平成十四年三月二十六日農林水産省告示第八百九十一号（漁船損害等補償法第百三十八条の五第六項の漁船積荷保険に係る純再保険料率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

第一号の表を次のように改める。

漁業の種類			全損及び救助費を填補の対象とする場合	全損、分損及び救助費を填補の対象とする場合
まぐろはえ縄漁業 さけ・ます漁業 いか釣り漁業 沖合等漁業	総トン数百トン未満		〇・二七％	〇・四〇％
	総トン数百トン以上二百トン未満		〇・二七％	〇・三五％
	総トン数二百トン以上		〇・一二％	〇・二一％
	総トン数百トン未満		〇・五二	〇・六八
	総トン数百トン以上二百トン未満		〇・三二	〇・三六
	総トン数二百トン以上		〇・一八	〇・二七
	総トン数百トン未満		〇・三六	〇・五三
	総トン数百トン以上二百トン未満		〇・二五	〇・三八
	総トン数二百トン以上		〇・一八	〇・二七

第二号の表さけ・ます漁業の項中「〇・一一」を「〇・一三」に、「〇・一五」を「〇・一七」に改める。

第三号の表を次のように改める。

漁業の種類			全損及び救助費を填補の対象とする場合	全損、分損及び救助費を填補の対象とする場合
まぐろはえ縄漁業 いか釣り漁業 沖合等漁業（北太平洋の海域において底はえ縄又はさし網を使用する漁業、（流し網を使用してかじき、かつ	総トン数百トン未満		〇・〇六％	〇・一〇％
	総トン数百トン以上二百トン未満		〇・〇七％	〇・〇九％
	総トン数二百トン以上		〇・〇五％	〇・〇八％
	総トン数百トン未満		〇・〇八	〇・一二
	総トン数百トン以上二百トン未満		〇・〇六	〇・〇九
	総トン数二百トン以上		〇・〇三	〇・〇七
	総トン数百トン未満		〇・〇四	〇・〇六
	総トン数百トン以上二百トン未満		〇・〇三	〇・〇五
	総トン数二百トン以上		〇・〇二	〇・〇四